○外務省告示第九十五号

平成二十四年三月十二日に東京で、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ダムディン・ハヤンヒャルワー大蔵大臣

○外務省告示第九十六号

平成二十四年三月十二日に東京で、ウランバートル市消火技術及び消防機材改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　ウランバートル市消火技術及び消防機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年九月三十日まで

4　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ダムディン・ハヤンヒャルワー大蔵大臣

○外務省告示第九十七号

平成二十四年三月十二日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億五千万円

3　署名者

日本側　岩﨑廣治在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　アノ・パラ外務移民大臣

○外務省告示第九十八号

平成二十四年三月十二日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日本側　粗信仁在モルディブ大使

モルディブ側　ドゥニャ・マウムーン外務担当国務大臣

○外務省告示第九十九号

平成二十四年三月十二日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十一億円

3　署名者

日本側　中野直継在ギニア大使

ギニア側　クゥトゥブ・ムスタファ・サノ国際協力大臣

○財務省・農林水産省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第三号の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二十二号の1中「森林法（」を「森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法（」に、「第十三条第二項第三号ハ」を「第十三条第二項第二号」に改める。

○農林水産省告示第八百十号

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）及び森林法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年農林水産省令第十二号）の施行に伴い、並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条第一号の規定に基づき、森林法の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一　平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十五号（森林法施行令第三条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「森林法施行令第三条第一号ハ」を「森林法施行令第三条第一号」に改める。

第二号を削る。

第三号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号を第二号とし、本則に次の二号を加える。

三　森林経営計画の対象とする森林が森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第八条の二十第一号に掲げる場合に該当しない場合にあっては、当該認定の請求をした者が森林所有者である森林でないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、当該森林において計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適当であると認められること。

第二　平成十四年十月十五日農林水産省告示第千六百三十号（森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）の一部を次のように改正する。

第七項の表第一号中「第六項第一号イ(1)(i)」を「前項第一号イ(1)(i)」に、「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に改める。

第三　平成十六年四月一日農林水産省告示第八百八十五号（森林法施行規則第八条の十四の二第二号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「森林法施行規則第八条の十四の二第二号」を「森林法施行規則第八条の十五第二号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四　平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十六号（森林法施行規則第十条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃木沢六三の一、六三の七、一三八の五から一三八の七まで、一三九の三、一三九の四、一四一、一四二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字大渡一三二九の一一、一三二九の一三、大字宗賀字日出塩五九四〇の九から五九四〇の一二まで、五九四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備